

7伊地第179号
令和8年1月30日

各 位

伊那市長 白鳥 孝
(公印省略)

令和7年度 田舎暮らしモデル地域通勤助成金の交付申請について（お知らせ）

伊那市では、田舎暮らしモデル地域への若者定住を促進し、地域の活性化を図るため、当地域在住の15歳から45歳までの勤労者を対象に、通勤費の一部を助成しています。

つきましては、下記の助成要件に該当し、助成を希望される方は、別紙申請書を期日までに伊那市役所地域創造課（市役所4階）まで御提出ください。

記

1 対象者 以下の要件にすべて該当する方

(1) 田舎暮らしモデル地域に住民登録及び居住し、定住の意思があること

田舎暮らしモデル地域
伊那西地区（小沢区、中の原、平沢区、横山区、ますみヶ丘区、
荒井区内の萱）
新山地区（上新山区、北新区）
手良地区（中坪区、野口区、下手良区、八ツ手区）

※長谷溝口区に居住の方は、過疎地域の通勤助成金として申請してください。

(2) 昭和55年(1980年)4月2日から平成22年(2010年)4月1日までに生まれた、15歳以上45歳以下の勤労者であること（学生は除く）

(3) 自身が居住する田舎暮らしモデル地域外の事業所等に就業し、通勤距離が片道（最短距離）11キロメートル以上であること

※片道11キロメートル未満の場合は、対象になりません。

(4) 1年間を通じ、継続して通勤していること

(5) 1か月当たりの通勤日数が、11日以上であること

2 助成金額

通勤距離が片道11キロメートル以上の区間につき、1キロメートル毎に月額300円で算出した額。ただし、算出においては1キロメートルに満たない距離は切り捨てます。さらに、1か月の上限額は5,000円とし、1,000円未満は切り捨てます。

(裏面へ)

※ 例 1 : 片道20.8kmで12か月間通勤した場合

(20km - 10km) × 300円 × 12か月間 = 36,000円 (0.8km切り捨て)

例 2 : 片道14kmで12か月間通勤した場合

(14km - 10km) × 300円 × 12か月間 = 14,000円 (400円切り捨て)

3 助成対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 申請期限 令和8年2月27日（金）必着

5 申請書の提出について

(1) 「通勤助成金交付申請書」に必要事項を記入し、必ず会社等の就労証明を受けてください。証明者は申請者本人以外である必要があります。

(2) 申請書類は以下へ御持参いただくか、郵送等にて御提出ください。

〒396-8617
伊那市下新田 3050 番地
伊那市役所 地域創造課 移住定住促進係

6 注意事項

(1) 記入の際は、別紙記載例を参考にしてください。裏面に地図がありますので、こちらへの記入もお願いします。

(2) 申請者又は同居親族に市税等の未納がある場合は、助成できません。

(3) 不正な申請により助成金の支給を受けた場合、又は支給を受けた日から5年以内に田舎暮らしモデル地域外に転出した場合は、助成金を返還していただきますので御注意ください。

(4) 支給要件が満たされず助成金の不支給を決定した場合においても、申請書の送付費用等の申請にかかる費用は、申請者の負担となります。

(5) 通勤助成金は、課税対象となります。主たる給与所得の他に合計所得が20万円以上になると、確定申告が必要となります。

7 申請後の流れ

申請書の内容を審査し、令和8年3月13日ごろまでに結果を通知します。交付の対象となる方には、併せて交付額と請求方法の御案内を通知します。

※御不明な点につきましては、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ・申請書送付先

〒396-8617 伊那市下新田 3050 番地

伊那市役所 地域創造課 移住定住促進係

担当 伊藤・小澤

TEL 78-4111 (内線 2253)

FAX 74-1250

E-mail jkz@inacity.jp